

## 国立大学法人鹿屋体育大学一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内容

目標1：本学の年齢構成を踏まえ、50歳未満の教員に占める女性の割合を20%まで引き上げることを目指していく。

<取組内容>

令和4年4月～ 教員の公募における、女性応募者の増加について、検討する。

令和4年4月～ 本学の女性研究者の活躍について、ホームページ等で周知する。

目標2：年次有給休暇の取得を促進する。

<取組内容>

令和4年4月～ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について検討する。

令和4年4月～ 取得促進について定期的な周知を行うとともに、管理職に対して、取得しやすい雰囲気醸成について依頼する。

目標3：育児休業等※の取得促進とともに、職場復帰しやすい環境の整備に努めていく。  
※育児休業または出産・育児に係る特別休暇等

<取組内容>

令和4年4月～ 支援制度に関するパンフレット等を作成し、わかりやすく周知する。

令和4年4月～ 男性の育児休業等取得について、教職員に向けた意識啓発を行う。

令和4年4月～ 育児休業に伴う代替職員等の措置や、育児休業期間中の学内情報の提供等を行う。